

主催 一般社団法人 愛媛県社会福祉士会

平成30年度 愛媛県障がい者相談支援従事者初任者研修

5日過程 第3日目・第4日目・**第5日目**

平成30年10月26日～28日

3日間のスケジュール

1-1 講義

1-2 事例 1 <初回計画>

① アセスメント

② ニーズ整理

③ サービス利用計画案の作成

④ サービス利用計画案の説明と同意を得る

2-1 事例 1 <サービス担当者会議モタリング&サービスの変更>

① サービス担当者会議

② モニタリング

③ ニーズ整理

④ サービス利用計画案の作成

⑤ サービス利用計画案の説明とサービス担当者会議

3-1 提出課題による計画作成

① グループ内発表

② 事例選択

③ 詳細アセスメント

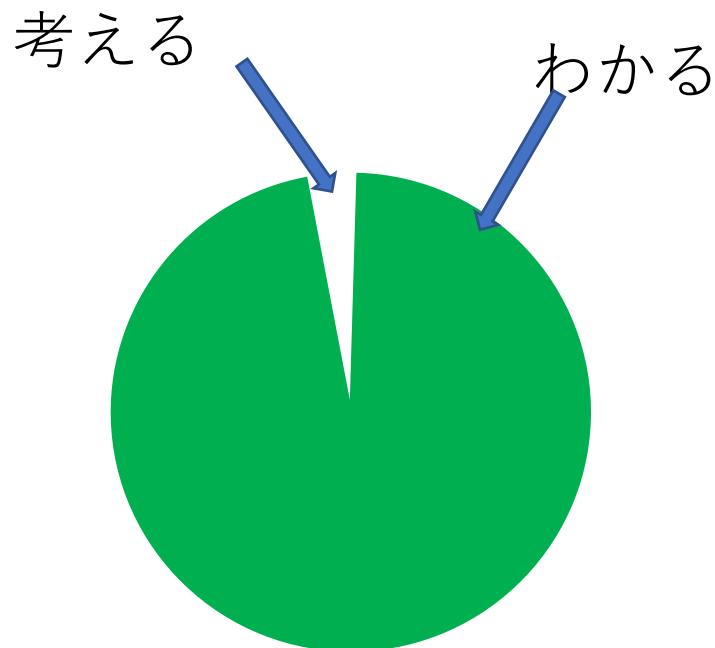
④ サービス利用計画案の作成

⑤ 発表とスーパーバイズ



下手の考え方
休むに似たり

考えることにではなく
わからることに力を注いでください。



たとえば利用者について

どういう障害なのか どんなことで困るのか
一番信頼できる人は誰なのか 家族とはうまくいっているのか
障害を受ける前の生活はどうだったのか なぜ働きたいのか
なぜ居宅介護を利用したいのか 理想とする生活の姿は? なぜ勉強したいのか なぜパニックが起きるのか なぜ服薬を拒否するのか なぜ結婚したいと思うのか なぜ家族と仲が悪いのか
なぜすぐ感情的になるのか なぜ不平不満がないのか
なぜこんなにいい人なのか……

これらは考えることではありませんよね。

考えることにではなく
わかることに力を注いでください。

どんな人にも意思があります。

考えることにではなく
わからることに力を注いでください。

思っていることと 言ってることが
違うのも人間です。

考えることにではなく
わからることに力を注いでください。

意志が定まらないことも
あたりまえです。

なぜ 意思が固まらないかを
わかつてください

わからなくても
なんとなく進んでしまえる障害者福祉でよろしいのか？

ある老齢の、支援者からもっとも理想的な利用者と評価されている先天性障害者の言葉

**「障害者は
支援者と呼ばれる者のてのひらの上で
転がされて一生を終えるのよ。」**

わからうとしてくれてる と実感できる

これが信頼関係の出発点です。

決して

「わかつてくれた」が出発点ではありません
のでご注意を。

「ん～ わかるわかる 実は私もね・・・」
これ、禁句

わかってほしいことⅠ 「今 のあなたのこと」

あなたが行おうとする相談援助という支援が
障害者の生活をより良くするためには、
何を知り、何ができるべきなればならないか を
わかってほしいと思います。
そして、そのために自分に対して
どんな人が どんな手助けをしてくれたら
それらが獲得できるのかを 考えてほしいと思います。

わかってほしいことⅡ 「今 障害福祉はどこに居るのか」

自立支援法というダイナミックな制度変更から12年を超えました。
それ以前の障害者施策は、保護収容と社会復帰がテーマでした。

「普通に暮らす」という最も基本的で簡易な目標を掲げパラダイムシフトと言われるほどの制度変更がなされました。

今はどうでしょうか？

「普通に暮らす」ことが、様々な障害福祉サービスやインフォーマルな支え、協力によって実現できているのでしょうか？

「それは人によって違う」という答え方がありますが、障害当事者から見たら
「結局 運なのか？ 福祉は何を保証するのか？」という疑いが浮かび上がる。

どこに生まれ、住んでも、どんな障害があっても
普通に暮らしている状態を100点だとしたら今は何点ですか？

障害者福祉制度の変遷

身体障害者福祉法
(1949年制定)

知的障害者福祉法
(精神薄弱者福祉法として1960年制定)

障害者基本法
(心身障害者対策基本法として1970年制定)

精神保健福祉法
(精神衛生法として1950年制定)

障害者雇用促進法
(身体障害者雇用促進法として1960年制定)

国際障害者年「完全参加と平等」【1981年】を契機に「障害者対策に関する長期計画策定【1982年】

障害者の所得保障改革（障害基礎年金制度の創設【1986年】）

福祉八法改正（在宅福祉サービスの推進【1986年】）

精神衛生法から精神保健法へ
(社会復帰施設の法定化【1987年】)

身体障害者雇用促進法から障害者雇用促進法へ（すべての障害者を法の対象に【1986年】）

心身障害者対策基本法から障害者基本法へ（障害者基本計画、障害者プランの策定）【1993年】

精神薄弱者福祉法から知的障害者福祉法へ【1998年】

精神保健法から精神保健福祉法へ
(手帳制度の創設【1995年】)

障害者雇用促進法の改（知的障害者雇用の義務化【1986年】）

社会福祉基礎構造改革（措置から契約へ）
【2000年（支援費制度の施行は2003年から】

精神保健法から精神保健福祉法へ
(手帳制度の創設【1995年】)

介護保険法の施行【2000年（法施行は1997年）】

中央省庁の再編（厚生行政と労働行政の一本化：雇用と福祉の連携【2004年】）

障害者基本法の改正（差別禁止、就労支援を規定）【2004年】

発達障害者支援法制定（発達障害者支援センターの法定化【2004年（2005年施行）】）

障害者自立支援法制定（3障害共通制度へ）・障害者雇用促進法改正（精神障害者雇用対策強化）【2005年】

注）精神保健福祉法は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の略。障害者雇用促進法は、障害者の雇用の促進等に関する法律の略

「ノーマライゼーション」理念の浸透

ホームヘルプサービス実施市町村数

障害種別間の格差は大きく、未実施市町村も多数

	平成14年3月 市675 町1,981 村562 合計3,218	平成15年4月 市677 町1,961 村552 合計3,190	平成16年3月 市695 末1,872 村533 合計3,100
身体障害者 ホームヘルプ[®] サービス	2, 283 (72%)	2, 328 (73%)	2, 447 (78%)
知的障害者 ホームヘルプ[®] サービス	986 (30%)	1, 498 (47%)	1, 780 (56%)
精神障害者 ホームヘルプ[®] サービス	— —	1, 231 (39%)	1, 671 (53%)
障害児 ホームヘルプ[®] サービス	— —	1, 051 (34%)	1, 262 (40%)

わかってほしいことⅢ

利用者と相談支援専門員との
理想の関係

考える とは

知恵・智慧・智恵

知恵・智慧・智恵とは

学問的知識や経験、

人生の目的・物事の根本についての深い思慮



人ひとりの知恵は浅い。

だから人との関わりを何より
大切にしましょう。

今からの3日間は

グループは 同じ事業所の職員、仲間
ファシリテーターは 理想的な上司

2日間を振り返って & 最終日のために チェックポイント！

- ・松山家 幸せになれそうですか？
- ・健一❤️サチコ カップル 幸せになれそうですか？
- ・みんな 応援するこころもちになれそうですか？

2日間を振り返って&最終日のために

できそうですか？

相談支援専門員

わからない×

しらない×

緊張感×

健一さんについて 支援者がどう理解しているか。

自分自身（相談支援専門員）がどう理解しているか。

人は他者との「関係性－環境」によって
安心したり、困ったり、やる気になったりする。

主催 一般社団法人 愛媛県社会福祉士会

平成30年度 愛媛県障がい者相談支援従事者初任者研修

5日過程 第3日目・第4日目・**第5日目**

平成30年10月26日～28日

最後の振り返り



まずは
日本語がうまく使えるようになります。

せっかくの良いアイディアも、言い方次第で刃物になります。

- ・話し言葉も書き言葉も・

日本語は一番言うべきところを曖昧にする特性があります。

曖昧なところは「本人に決めてもらい、責任を持ってもらおう」という
ある意味本人主体ではありますが、人を不安にさせてしまいます。

…安心な生活 安定した生活 いきいきと働く…

支援の優先順位

急ぐ支援と 長い時間をかける支援を、きちんと分けてください。

1. 生きるために必要なこと
2. のぞみ　願い　解決したいこと
3. 最適な環境作り
4. ニーズが自然に生まれるために

その人の味方が増えるように

- ・社会資源開発や、インフォーマルサービス、近隣住民の参加の達成目標は、その人の味方・協力者・仲間が増えることです。
- ・仲間が増えることによって、その人は支援を受け続ける人ではなくその地域、近隣の人やグループなどにとって「必要な人」に、成れると思います。

私たちが誰かに障害やその支援について説明するならば・・・

- 障害とは＝周りのひとが配慮するべきところ。
- 障害理解とは＝周りの人がその人に配慮すべきところがわかること。
- 障害者支援とは＝配慮すべきところを実行できること。
- 到達点は＝本人が今よりも良くなつたと実感できること。

この積み重ねによって「普通に暮らす」ことを実現するのです。

支援者と利用者の関係

「支援」は、

その人が必要な時に必要な内容だけ提供する行為を表すと思います。

決して、「関係」を表す言葉ではないと思います。

「関係」と支援を重ね合わせてしまうと「対等」ではなくなります。

ですから、「普段付き合い」がベースにあり、

必要な時に「支援」という行為が生じると考えた方がいい。

支援者は「いつかこの先の支援のために」

「普段付き合い」の時にその人のことをよく知っておく必要があります。

いつまでも
良きパートナーで
居続けてください。